

【試算①—80床／返済期間25年／修繕費有りの場合】（井上由起子氏（国立保健医療科学院）の基礎データを基に「特養をよくする特養の会」が整理する。）

種別	種別	従来型	ユニット型 (10.65)	ユニット型 (13.2)	
施設費	床面積㎡/人	44.7	51.5	54.7	13.2-10.65=2.55、内法→壁芯=88%で2.9、部屋の間口、3000→2800、0.2×片廊下1.5=0.3、合計で3.2
	㎡単価	195,707	206,008	206,008	従来型はユニット型の95%設定
	建物費用	699,849,714	848,752,155	901,490,153	
	設計監理料	34,992,486	42,437,608	45,074,508	5.00%
	備品費	62,986,474	81,134,114	81,134,114	9.00%→(ユニット13.2=ユニット10.65)
	建物費用総合	797,828,674	972,323,877	1,027,698,775	
	利息分	110,332,826	159,816,532	174,269,380	
一床費用	一床建物費(利息なし)	9,972,858	12,154,048	12,846,235	
	一床建物費(利息込)	11,352,019	14,151,755	15,024,602	
建物費用	交付金	280,000,000	280,000,000	280,000,000	3,500,000(いずれも350万/床 交付金)
	自己資金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	1,000,000(いずれも100万/床 自己資金)
	借入金	437,828,674	612,323,877	667,698,775	1.8%、償還25年、据置3年、元金均等
	利息分	110,332,826	159,816,532	174,269,380	
	借入金返済合計	548,161,500	772,140,409	841,968,155	緩和による効果：一床低減額：69,827,746(含利息)：872,846.8 月単位：2909.49 / 日単位：95.7 / 25年償還
居住費	建物・自己資金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	
	建物・借入金	437,828,674	612,323,877	667,698,775	
	建物・利息分	110,332,826	159,816,532	174,269,380	
	1回目設備更新(10~15年頃)	150,000,000	150,000,000	150,000,000	
	2回目設備更新(20~25年頃)	150,000,000	150,000,000	150,000,000	
	3回目設備更新(30年頃)	0	0	0	
	光熱水費+保守点検費	10,000	10,000	10,000	
	25年借入金返済	40,709	50,532	53,595	
	居住費(25年償還)	50,709	60,532	63,595	水道光熱費1万円
	居住費(25年償還) 一日	1,668	1,991	2,092	
標準額	320	1,874	1,970		

【試算②80床／返済期間25年／少額修繕費の場合】（井上由起子氏（国立保健医療科学院）の基礎データを基に「特養をよくする特養の会」が整理する。）

種別	従来型	ユニット型 (10.65)	ユニット型 (13.2)	
施設費				
床面積m ² /人	44.7	51.5	54.7	13.2-10.65=2.55、内法→壁芯=88%で2.9、部屋の間口、3000→2800、0.2×片廊下1.5=0.3、合計で3.2
m ² 単価	195,707	206,008	206,008	従来型はユニット型の95%設定
建物費用	699,849,714	848,752,155	901,490,153	
設計監理料	34,992,486	42,437,608	45,074,508	5.00%
備品費	62,986,474	81,134,114	81,134,114	9.00%→(ユニット13.2=ユニット10.65)
建物費用総合	797,828,674	972,323,877	1,027,698,775	
利息分	110,332,826	159,816,532	174,269,380	
一床建物費(利息なし)	9,972,858	12,154,048	12,846,235	
一床建物費(利息込)	11,352,019	14,151,755	15,024,602	
資金				
交付金	280,000,000	280,000,000	280,000,000	3,500,000(いずれも350万/床 交付金)
自己資金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	1,000,000(いずれも100万/床 自己資金)
借入金	437,828,674	612,323,877	667,698,775	1.8%、償還25年、据置3年、元金均等
利息分	110,332,826	159,816,532	174,269,380	
借入金返済合計	548,161,500	772,140,409	841,968,155	緩和による効果：一床低減額：69,827,746(含利息)：872,846.8 月単位：2909.49 / 日単位：95.7 / 25年償還
居住費部定				
建物・自己資金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	
建物・借入金	437,828,674	612,323,877	667,698,775	
建物・利息分	110,332,826	159,816,532	174,269,380	
1回目設備更新(10~15年頃)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	
2回目設備更新(20~25年頃)	0	0	0	
3回目設備更新(30年頃)	0	0	0	
光熱水費+保守点検費	10,000	10,000	10,000	
25年借入金返済	31,937	41,761	44,823	
居住費(25年償還)	41,937	51,761	54,823	水道光熱費1万円
居住費(25年償還) 一日	1,380	1,703	1,803	
標準額	320	1,874	1,970	

【試算③—80床／返済期間30年／修繕費有りの場合】（井上由起子氏（国立保健医療科学院）の基礎データを基に「特養をよくする特養の会」が整理する。）

検討項目	種別	種別			
		従来型	ユニット型 (10.65)	ユニット型 (13.2)	
建設費	床面積㎡/人	44.7	51.5	54.7	13.2-10.65=2.55、内法→壁芯=88%で2.9、部屋の間口、3000→2800、0.2×片廊下1.5=0.3、合計で3.2
	㎡単価	195,707	206,008	206,008	従来型はユニット型の95%設定
	建物費用	699,849,714	848,752,155	901,490,153	
	設計監理料	34,992,486	42,437,608	45,074,508	5.00%
	備品費	62,986,474	81,134,114	81,134,114	9.00%→(ユニット13.2=ユニット10.65)
	建物費用総合	797,828,674	972,323,877	1,027,698,775	
	利息分	130,035,116	187,371,106	204,315,825	
一床費用	一床建物費(利息なし)	9,972,858	12,154,048	12,846,235	
	一床建物費(利息込)	11,598,297	14,496,187	15,400,182	
建物費用	交付金	280,000,000	280,000,000	280,000,000	3,500,000(いずれも350万/床 交付金)
	自己資金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	1,000,000(いずれも100万/床 自己資金)
	借入金	437,828,674	612,323,877	667,698,775	1.8%、償還30年、据置3年、元金均等
	利息分	130,035,116	187,371,106	204,315,825	
	借入金返済合計	567,863,790	799,694,983	872,014,600	緩和による効果：一床低減額：72,319,617(含利息)：9,099,520 月単位：2511.10 / 日単位：82.6 / 30年償還
居住費設定	建物・自己資金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	
	建物・借入金	437,828,674	612,323,877	667,698,775	
	建物・利息分	130,035,116	187,371,106	204,315,825	
	1回目設備更新(10~15年頃)	150,000,000	150,000,000	150,000,000	
	2回目設備更新(20~25年頃)	150,000,000	150,000,000	150,000,000	
	3回目設備更新(30年頃)	150,000,000	150,000,000	150,000,000	
	光熱水費+保守点検費	10,000	10,000	10,000	
	25年借入金返済	40,127	48,600	51,243	
	居住費(30年償還)	50,127	58,600	61,243	水道光熱費1万円
	居住費(30年償還) 一日	1,649	1,928	2,015	
	標準額	320	1,887	1,970	

【試算④—80床／返済期間30年／少額修繕費で試算する場合】（井上由起子氏（国立保健医療科学院）の基礎データを基に「特養をよくする特養の会」が整理する。）

検計項目	種 別	種 別			
		従来型	ユニット型 (10.65)	ユニット型 (13.2)	
建設費	床面積㎡/人	44.7	51.5	54.7	13.2-10.65=2.55、内法→壁芯=88%で2.9、部屋の間口、3000→2800、0.2×片廊下1.5=0.3、合計で3.2
	㎡単価	195,707	206,008	206,008	従来型はユニット型の95%設定（ユニット型は上記から試算）
	建物費用	699,849,714	848,752,155	901,490,153	
	設計監理料	34,992,486	42,437,608	45,074,508	5.00%
	備品費	62,986,474	81,134,114	81,134,114	9.00%→（ユニット13.2=ユニット10.65）
	建物費用総合	797,828,674	972,323,877	1,027,698,775	
	利息分	130,035,116	187,371,106	204,315,825	
一床費用	一床建物費（利息なし）	9,972,858	12,154,048	12,846,235	
	一床建物費（利息込）	11,598,297	14,496,187	15,400,182	
建物費用	交付金	280,000,000	280,000,000	280,000,000	3,500,000（いずれも350万/床 交付金）
	自己資金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	1,000,000（いずれも100万/床 自己資金）
	借入金	437,828,674	612,323,877	667,698,775	1.8%、償還30年、据置3年、元金均等
	利息分	130,035,116	187,371,106	204,315,825	
	借入金返済合計	567,863,790	799,694,983	872,014,600	緩和による効果：一床低減額：72,319,617（含利息）：903,995.2 月単位：2511.10 / 日単位：82.6 / 30年償還
居住費設定	建物・自己資金	80,000,000	80,000,000	80,000,000	
	建物・借入金	437,828,674	612,323,877	667,698,775	
	建物・利息分	130,035,116	187,371,106	204,315,825	
	1回目設備更新(10~15年頃)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	
	2回目設備更新(20~25年頃)	100,000,000	100,000,000	100,000,000	
	3回目設備更新(30年頃)	0	0	0	
	光熱水費+保守点検費	10,000	10,000	10,000	
	25年借入金返済	30,989	39,463	42,106	
	居住費（30年償還）	40,989	49,463	52,106	水道光熱費1万円
	居住費（30年償還）一日	1,348	1,627	1,714	
	標準額	320	1,887	1,970	

高齢者ケアの後退をもたらす 「雑居部屋特養」の新設を許さない緊急集会アピール

「長生きするものだねえ～。4人部屋のときは、つらくて早くお迎えが来てほしかった。長生きしていることが恨めしかった。でも、今は、一人部屋で朝、ラジオも気兼ねしないで聴けるし、好きなことができる。4人部屋のままで死んでしまった人は、惜しかったねえ」

介護保険法は、第一条で「要介護者の尊厳の保持」を規定しています。この条文にてらすと、要介護者はどのような状況にあっても、人としての尊厳の原則にそってあらゆる介護サービスが提供されるべきです。

心身が虚弱な高齢者が長い年月暮らす場として相部屋はふさわしくないこと、とりわけ認知症になった高齢者には過酷な環境であることが1990年代に入り明らかになりました。国は、介護保険制度の理念にもとづき、2002年、「個室ユニットケア」を制度化し、特養の新設はこれに限定するという方針を貫いてきました。将来的には個室ユニット特養の割合を7割にまであげるといふ政策方針をたてました。このことは、「全室個室ユニット特養」が標準であり、その根拠は「高齢者の尊厳の保持」を規定した介護保険法にあるという解釈で一貫したものでした。

ところが、昨年来、いくつかの地方自治体から、個室と雑居部屋を混在させた特養の新設を認め、ユニット部分にユニット型の介護報酬を適用するよう、厚生労働省に対する要望が相次いでいます。理由として「個室ユニット型は居住費・食費などの自己負担が重く、低所得高齢者等の利用が困難だから多床室が必要である」ということが挙げられています。

「低所得者には低所得者向け雑居部屋でよいのだ」というダブルスタンダードが、地方分権の名のもとに行われることを見過ごすことはできません。低所得者に低所得者独特の低位の基準をあてはめるのは、19世紀に猛威をふるった救貧思想の再現にほかなりません。一部の自治体の都合で時計の針を逆行させることは許されません。

高齢者や障害者が日常生活を送る場が、プライバシーが守られるよう個室が基本であるべきことは、個人を尊重する憲法を持つ国として当然です。生活施設の居室が「1人」か「2人以上」かは、単なる人数の違いではなく、もっと本質的な違いなのです。

特養をはじめとする高齢者介護施設は単なる箱ではありません。高齢者の尊厳と自立を支援するための場です。施設水準が低下するとすれば、高齢者介護に携わる介護従事者のモラルを低めることにもつながることは各種の高齢者現場の調査をみても明らかです。

「地域主権一括法」では、特養の居室定員は自治体が条例で定めることができるものとされ、国の示した基準は単なる「参酌標準」の扱いになろうとしています。これはきわめて危険です。

私たちは、介護保険法で規定されている「個人の尊厳」を脅かし、「負の遺産」を残すことになる昨今の動向に強い危機感を抱きました。今こそ市民と現場から声を上げなければという思いで、本日の緊急集会を開催しました。国や自治体は、特養の全室個室ユニット化の流れを後戻りさせないため、以下の措置を講ずるべきです。

■国がなすべきこと■

- 通常国会で継続審議になった地域主権一括法で「参酌すべき基準」となっている特養の「居室定員」を「従うべき基準」と修正し、全室個室ユニットを特養のナショナルミニマムとして再確認すべきである。
- 現在の省令・通知では、「2003年以前に設置された一部ユニット特養」にのみユニット部分の報酬上乘せが認められている。これに対して、いくつかの地方自治体が、「今後建設する一部ユニット型特養」にも、ユニット部分の報酬を認めるよう国に要請している。これは「負の遺産」を30年にわたって残すものであり断じて認められない。現行の取扱を堅持すべきである。また、いくつかの自治体が、一部ユニット型特養に、誤って個室ユニット報酬を支給していたが、これは明らかに法令違反であり、報酬が返還されなければ介護保険制度の根幹が揺らぐ。厚労省は、一部の自治体に対し報酬の返還をするよう求めるべきである。
- 個室ユニットの特養に入居する際に、その居住費等自己負担額の高さが問題となっているが、補足給付のあり方を再検討し、横浜市が実施しているような、居住費への公費補助の新設など、低所得者も個室ユニット特養に入居できるような制度改革を検討すべきである。

■都道府県がなすべきこと■

- 都道府県は、低所得者でも個室ユニット型特養に入居できるよう、独自の施策を検討するとともに、国に対し、制度改革を要請すべきである。

■国と地方自治体が協働してなすべきこと■

- 特養待機者の問題は、雑居特養の増設では解消できない。国と地方自治体は、要介護者ができるだけ自宅で暮らすことができるよう、在宅福祉、医療資源の拡充に努めるとともに、要介護者が介護サービスを利用しながら安心して暮らすことができる高齢者住宅の整備を促進するための施策を積極的に進めるべきである

2010年6月27日

特養をよくする特養の会

特養ホームを良くする市民の会

「雑居部屋特養」の新設を許さない緊急集会 参加者一同

個室・ユニットを巡る国の経過と考え方

平成12年 介護保険制度施行

平成14年 個室ユニット型施設のモデル事業を実施

平成15年 個室ユニットを制度化

「指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準について」

(平成12年3月17日 老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」

(平成12年3月17日 老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知)

「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」とは、

①平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、

②同日において現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合

は、これを一部ユニット型指定老人福祉施設とする。

（特別養護老人ホームも同様）

平成18年 ユニット型施設整備の基本指針を発表

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」

(平成18年3月31日厚生労働省告示第314号)

平成26年度までに、

- ・介護保険施設の入所定員中、ユニット型の比率を50%以上
- ・そのうち、特養の入所定員についてユニット型の比率を70%以上

とすることを目標とする。

平成21年 多床室容認ともとれる通知の発出

「介護基盤の緊急整備等について」

(平成21年5月28日 全国介護保険担当課長会議資料)

・・・今回の緊急整備に当たって、各都道府県等において、地域の実情を踏まえて、ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もあるものと考えている。

平成22年 個室ユニット化推進の方針を堅持

「一部ユニット型特別養護老人ホーム等の基準の解釈について」

(平成22年3月24日 事務連絡)

・・・同日(平成15年4月1日)以降に新設される施設の中にユニットとそれ以外が併存する場合には、当該施設は一部ユニット型施設に該当しないとの解釈を明らかにしているところです。

「特別養護老人ホーム等介護施設の個室ユニット化推進のための大臣方針の発表について」(平成22年4月16日 報道発表)

ユニット型施設の1人当たり居室面積基準引き下げ

現行：13.2㎡ → 新基準：10.65㎡(多床室と同水準)

→平成22年7月29日の社会保障審議会介護給付費分科会にて了承。

8月9日から9月7日まで、パブリックコメントを募集中。

パブリックコメント終了後、厚生労働省令を公布、同日施行予定。

ポイント

- ① 平成15年の局長通知・課長通知では、「平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合」を一部ユニットとして認めていることから、平成15年4月1日以降に建設された個室ユニットと多床室の合築は、一部ユニットとして認められないことは明らかである。
- ② また、平成21年の通知は、一部ユニットの報酬を支払うものではないことも明らかである。
- ③ したがって、現行の扱いは、新規の一部ユニットにユニット型の報酬を支払うことは、平成15年の局長通知・課長通知に反していると考えられる。